

いわゆる野焼き

# 野外焼却は禁止されています！

2024年7月29日奈良県安堵町で枯れ草を燃やしていた火が近くにある国の重要文化財の「中家住宅」に燃え移り、屋根などが焼ける火事に発展。火が燃え移ったのは国の重要文化財に指定されている「中家住宅」の主屋のかやぶき屋根などで、火はおよそ4時間半後にはほぼ消し止められた。

2025年2月26日に岩手県大船渡市発生、4月7日に鎮火が宣言された。焼失面積は3月6日時点で2900haにのぼり1992年北海道釧路市で発生した山林火災（焼失面積1030ha）を上回り、平成以降日本最大規模の山林火災となった。

2025年3月23日に愛媛県今治市で発生。3月27日時点で焼けた範囲がおよそ442haとなり平成以降の愛媛県の山林火災としては最大規模の山林火災となった。

法令で定められた例外を除き、廃棄物を焼却することは廃棄物処理法で禁止されています。廃棄物の焼却は廃棄物処理基準、他の法令またはこれに基づく処分により行わなければなりません。また、「廃棄物処理法に基づく廃棄物の焼却は、環境省令で定める構造を有する焼却設備を用いて、環境大臣が定める方法により行ってください。

これに違反して廃棄物を焼却した場合には、5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金（またはこの併科）が科せられ、未遂も罰せられます。また、法人等の従業者などが法人等の業務に関し廃棄物を野外焼却した場合には、法人等に対し3億円以下の罰金が科せられます。

また、野外焼却を目的として廃棄物の収集または運搬をした場合には、3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金（またはこの併科）が科せられます。

なお、廃棄物処理業者が野外焼却を行えば、許可の取消しとなりますし、社名等も公表されますので、会社にとっては非常に大きいダメージとなります。

## 例外として野外焼却が認められている場合

- 国または地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
- 震災、風水害、火災、凍霜害などの災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却
- 風俗慣習上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
- 農業、林業、または漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
- たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの

例外規定によりやむを得ず野外焼却を行う際は消火器具を携行し、火元の常時監視のうえ、ただちに消火できる態勢で行ってください。